

静止地球環境観測衛星の運用等事業
事業契約書（案）

静止地球環境観測衛星の運用等事業に関する事業契約書（案）

- 1 事業名 静止地球環境観測衛星の運用等事業
- 2 事業場所 本契約別紙 1に定めるとおり。
- 3 事業期間 平成22年●月●日～平成42年3月31日
（ただし、「8号衛星」に係る「運用開始予定日」は平成27年4月1日、「9号衛星」に係る「運用開始予定日」は平成29年1月1日）
- 4 契約代金額 円●一
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円●一）
（ただし、その内訳金額は本契約別紙 2に記載するところによる。）
- 5 契約保証金 本契約第9条に定めるとおり。

上記の事業について、支出負担行為担当官 気象庁総務部長 福内直之（以下「発注者」という。）と【事業者の商号】（以下「事業者」という。）とは、別添の条項による公正な事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年●月●日

発注者

住所 東京都千代田区大手町1-3-4
支出負担行為担当官
気象庁総務部長 福内 直之

事業者

住所 【事業者の住所】
商号 【事業者の商号】
代表者 【役職】 【氏名】

目 次

前文 本契約の前提	1
第1章 総則	2
第1条 (契約の目的)	2
第2条 (用語の定義)	2
第3条 (事業の趣旨の尊重及び遵守事項)	2
第4条 (契約書類及び規定の適用関係)	2
第5条 (秘密の保持)	3
第6条 (共通事項)	3
第2章 本事業の実施に関する事項	4
第7条 (契約の期間)	4
第8条 (事業の概要)	4
第9条 (契約の保証)	4
第10条 (権利義務の譲渡等)	5
第11条 (事業者の責任)	5
第12条 (サービス対価内訳書及び事業工程表)	5
第13条 (成果物及び地上設備の著作権)	6
第14条 (第三者の知的財産権等の侵害)	6
第15条 (選定企業の使用等)	6
第16条 (選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)	7
第17条 (各業務等における第三者の使用等)	7
第18条 (使用人等に関する事業者の責任)	8
第19条 (監視職員)	8
第20条 (事業者の総括代理人)	9
第21条 (総括代理人等に関する措置請求)	9
第22条 (業績等の監視及び改善要求措置)	9
第23条 (事業者に対する支払)	10
第24条 (遅延利息)	10
第25条 (費用負担等)	10
第26条 (租税公課の負担)	11
第27条 (許認可の取得等)	11
第28条 (保険の付保等)	11
第29条 (関連業務等の調整等)	11
第30条 (要求水準の変更)	12
第31条 (要求水準の変更による措置)	12

第32条	(損害賠償責任)	13
第33条	(第三者に生じた損害)	13
第34条	(法令変更による措置)	14
第35条	(不可抗力による措置)	15
第36条	(中断による措置)	16
第37条	(本事業衛星の運用開始の遅延又は変更に伴う措置)	16
第38条	(関係者協議会の設置)	17
第3章	地上設備の整備に関する事項	17
第1節	共通事項	17
第39条	(地上設備の整備)	17
第40条	(地上設備整備工程表)	17
第41条	(事業用地の確保等)	17
第42条	(関係資料等の貸与)	18
第43条	(地上設備の整備に伴う近隣対策)	18
第2節	事業用地の調査及び設計	19
第44条	(事業用地の調査)	19
第45条	(調査業務における第三者の使用等)	20
第46条	(設計の実施及び管理)	20
第47条	(設計図書の作成及び提出)	20
第48条	(設計図書の変更)	20
第49条	(建築確認申請に関する説明及び報告)	21
第3節	設計終了後の業務	21
第50条	(整備業務における体制の確認)	21
第51条	(実施工程表)	21
第52条	(整備業務の管理)	22
第53条	(完成等に係る許認可等の取得)	22
第54条	(実施工程表等に基づく検査)	22
第55条	(発注者による検査の方法)	23
第56条	(発注者による完成通知書の交付)	23
第57条	(事業者による地上設備の登記)	23
第4節	本衛星製造業者による試験等	23
第58条	(本衛星製造業者による試験)	23
第59条	(事業者の運転員等の教育・訓練)	24
第4章	維持管理・運用に関する事項	24
第60条	(業務体制の整備)	24
第61条	(管理統括責任者等)	24

第62条	(維持管理・運用業務の実施)	25
第63条	(維持管理・運用業務に伴う近隣対策)	25
第64条	(維持管理・運用業務における第三者の使用等に係る措置)	25
第65条	(業務報告書等の作成及び提出)	25
第66条	(地上設備の所有)	26
第67条	(地上設備の更新)	26
第68条	(緊急時の措置)	26
第69条	(日米バックアップ協定に基づく運用)	27
第5章	サービス対価の支払に関する事項	27
第70条	(サービス対価の支払)	27
第71条	(サービス対価の改定)	29
第72条	(物価等の変動等に基づく施設・設備整備費の改定)	29
第73条	(虚偽報告によるサービス対価の減額)	29
第6章	本契約の解除及び終了に関する事項	30
第1節	解除権等	30
第74条	(発注者の解除権)	30
第75条	(発注者の任意による解除)	31
第76条	(事業者の解除権)	31
第77条	(法令等の変更等又は不可抗力による解除)	31
第2節	8号衛星に係る運用開始日前における契約解除の効力	32
第78条	(事業者の帰責事由による契約解除の効力)	32
第79条	(発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力)	33
第80条	(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)	33
第3節	8号衛星に係る運用開始日後9号衛星の運用開始日前における契約解除の効力	34
第81条	(事業者の帰責事由による契約解除の効力)	34
第82条	(発注者の任意又は帰責事由による契約解除の効力)	35
第83条	(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)	36
第4節	9号衛星に係る運用開始日後における契約解除の効力	38
第84条	(事業者の帰責事由による契約解除の効力)	38
第85条	(発注者の任意又は帰責事由による契約解除の効力)	39
第86条	(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)	39
第5節	本契約の終了	40
第87条	(期間満了による終了)	40
第88条	(契約終了時の事務)	40
第89条	(保全義務)	41
第90条	(関係資料等の返還)	41

第91条（関係書類の引渡し等）	41
第92条（地上設備の瑕疵担保）	41
第7章 表明保証及び誓約	42
第93条（事業者による事実の表明保証及び誓約）	42
第94条（発注者による事実の表明保証）	42
第8章 雑則	43
第95条（本契約の変更）	43
第96条（準拠法及び裁判管轄）	43
第97条（解釈）	43
附則	44
別紙 1 事業場所	45
別紙 2 契約代金額の内訳	46
別紙 3 用語の定義	47
別紙 4 事業者等が付す保険等	53
別紙 5 業績等の監視及び改善要求措置要領	54
別紙 6 サービス対価の算定及び支払方法	55
別紙 7 不可抗力による費用分担	56
別紙 8 国有財産無償貸付契約書の書式	58
別紙 9 再計算の利息の算定にかかる「割賦利率」	62

前文 本契約の前提

静止地球環境観測衛星の運用等事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の定めるところにより「選定事業」として実施するものである。

「本事業」における「公共施設等の管理者等」は、国土交通大臣であり、国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 47 条に基づき気象庁長官が国土交通大臣の事務をつかさどる。また、「支出負担行為」に関する事務を行う者をもって「発注者」とする。

「発注者」は、「本事業」について、平成 21 年 9 月 4 日に「PFI 法」第 5 条第 1 項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、平成 22 年 1 月 18 日に「PFI 法」第 6 条の定めるところにより「本事業」を「選定事業」とした。

「発注者」は、「PFI 法」第 7 条第 1 項の定める民間事業者の選定について、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 2 項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 91 条第 2 項に定める方法により行った。その結果、「発注者」は、平成 22 年●月●日に「本事業」の実施を担う民間事業者を特定し、平成 22 年●月●日に当該民間事業者との間で「基本協定書」を締結した。

「発注者」及び「事業者」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号）の趣旨を踏まえ、「本事業」の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、円滑な遂行に努めるものとする。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、「発注者」及び「事業者」が相互に協力し、「本事業」を円滑に実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる引用符付きの用語の定義は、本契約別紙 3の用語の定義に定めるところによるものとする。

(事業の趣旨の尊重及び遵守事項)

第3条 「事業者」は、「本事業」が「本事業衛星」の運用に必要な「地上設備」を整備し、その機能及び性能が将来にわたって適切に確保されるように維持管理し、かつ「本事業衛星」を運用する事業であることを十分に理解し、「本事業」の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 「発注者」は、「本事業」が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

3 「発注者」及び「事業者」は、本契約の履行にあたり、日本国の「法令等」を遵守するものとする。

4 「事業者」は、「事業契約書」及び「入札説明書等」並びに「事業計画書」に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、「本事業」を実施しその他本契約上の義務を履行するものとする。

(契約書類及び規定の適用関係)

第4条 本契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「事業契約書」
- 二 「入札説明書等」
- 三 「事業計画書」
- 四 「発注者」の確認を受けた「設計図書」

2 「事業契約書」、「入札説明書等」及び「事業計画書」の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、「事業契約書」、「入札説明書等」、「事業計画書」の順に優先して適用されるものとする。

3 「事業契約書」又は「入札説明書等」それぞれに含まれる書類間で疑義が生じた場合は、「発注者」と「事業者」との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、「要求水準書」と「事業計画書」の内容に差異がある場合には、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に記載された水準を上回るときに限り、「事業計画書」に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が「要求水準」となるものとする。

(秘密の保持)

- 第5条** 「発注者」及び「事業者」は、本契約期間中及び本契約終了後も、本契約の内容、本契約に関する協議の内容並びに「本事業」に関して本契約の相手方当事者若しくは「本衛星製造業者」より開示を受けた情報につき、本契約の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本契約の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、「発注者」若しくは「事業者」が、司法手続若しくは「法令等」に基づき開示する場合、「選定企業」に対して、関係する国のライセンス承認を受けた条件及び本契約と同等の秘密保持義務を課して必要な範囲で開示する場合、「事業者」から「本事業」を引き継ぐ又は引き継ぐことを検討する第三者に対して「発注者」が必要な範囲で開示する場合、又は本契約に基づき開示することが認められる場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。
- 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報
 - 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(共通事項)

- 第6条** 本契約に定める請求、勧告、通知、報告、申出、承諾、確認、指示、要請、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、「発注者」が必要と認めた場合には、この限りではない。
- 2 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 4 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
 - 5 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - 6 本契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 7 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる時刻は日本標準時とする。
 - 8 本契約で定められている「法令等」が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された「法令等」が本契約に適用されるものとする。

第2章 本事業の実施に関する事項

(契約の期間)

第7条 本契約は、その締結日からその効力を生じるものとし、理由の如何を問わず本契約が解除された日又は平成42年3月31日のいずれか早い方の日に終了するものとする。ただし、平成42年3月31日までに「本事業衛星」の軌道外投棄が終了しないことが合理的に予想される場合には、「発注者」は、「事業者」に対して平成41年9月30日までに事前に通知することにより、「発注者」が指定する日まで本契約の終了日を延長することができるものとする。

(事業の概要)

第8条 「本事業」は、「事業契約書等」に定める「各業務」、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成されるものとし、「事業者」はその他「本事業」に関連のない事業を行ってはならない。

2 「本事業」の予定スケジュールは、以下のとおりとする。

平成25年8月まで	「8号衛星」に係る「試験対象設備」の単体適合性試験完了
平成26年3月末まで	「8号衛星」に係る「地上設備」の「使用可能」
平成26年夏期	「8号衛星」の打ち上げ
平成26年9月	「8号衛星」の軌道上試験開始
平成27年4月	「8号衛星」の運用開始
平成27年8月まで	「9号衛星」に係る「試験対象設備」の単体適合性試験完了
平成28年3月末まで	「9号衛星」に係る「地上設備」の「使用可能」
平成28年夏期	「9号衛星」の打ち上げ
平成28年9月	「9号衛星」の軌道上試験開始
平成29年1月	「9号衛星」の運用開始
平成42年3月	「本事業」の終了

(契約の保証)

第9条 「事業者」は、本契約の締結日から「9号衛星」に係る「運用開始日」までの期間について、次の各号に掲げるいずれかの保証を付すものとし、当該保証に係る保証金額又は保険金額は、次項に掲げる金額としなければならない。

- 一 保証金の納付
- 二 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 本契約の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、「発注者」が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- 四 本契約の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証金額又は保険金額は、「施設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10分の1以上に相当する額とする。ただし、「8号衛星」に係る「運用開始日」から「9号衛星」に係る「運用開始日」までの間は、「9号衛星」に係る「施

設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10分の1以上に相当する額とする。

- 3 第1項の規定により、「事業者」が同項第二号及び第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号に掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。
- 4 「施設・設備整備費」の変更があった場合には、保証の額が変更後の「施設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10分の1に達するまで、「発注者」は保証の額の増額を請求することができ、「事業者」は保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第10条 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。

- 2 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。
- 3 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、「選定企業」を変更してはならない。
- 4 「発注者」は、「選定企業」、「再受任者」、又は「下請負人」が、「事業者」の経営若しくは「本事業」の安定性を阻害し、又は「本事業」に関与することが適当でない者となった場合には、「事業者」に対して当該者が「本事業」に関与しないようにするために必要な措置をとるよう求めることができるものとする。

（事業者の責任）

第11条 「事業者」は、本契約において別途規定されている場合を除き、「事業契約書等」に従い「本事業」を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、「本事業」を適正かつ確実に実施するものとし、「本事業」の実施に係る一切の責任を負うものとする。

- 2 前項において、「事業者」は、「発注者」の責めに帰すべき事由、「法令等の変更等」又は「不可抗力」による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れず、「事業者」の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負うものとする。
- 3 本契約に別途規定されている場合を除き、「発注者」の「本事業」に関する確認若しくは立会又は「事業者」から「発注者」に対する報告、通知若しくは説明を理由として、「事業者」はいかなる本契約上における「事業者」の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、「発注者」は何ら責任を負担しない。

（サービス対価内訳書及び事業工程表）

第12条 「事業者」は、本契約の締結後14日以内に、「事業契約書等」に基づき、「発注者」が別途指示する様式による「サービス対価」の内訳書及び本契約の締結

日から平成42年3月31日までの「事業工程表」を作成し、「発注者」に提出して、確認を受けなければならない。

- 2 「事業者」は、「本事業」を「事業工程表」に従い実施するものとし、「事業工程表」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
- 3 「事業者」は、「事業工程表」について変更があった場合には、速やかに「発注者」に当該変更後の「事業工程表」を提出して、確認を受けるものとする。

(成果物及び地上設備の著作権)

第13条 「成果物」及び「地上設備」が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、「要求水準書」に基づき、「発注者」が「事業者」に対して貸与したコンピューター・プログラム（放射計データ処理ソフトウェアを含む。）に関して、「事業者」が新たに開発を行った場合、「発注者」が当該コンピューター・プログラムの全部又は一部につき著作権法上の法人著作権とみなされない場合（「事業者」に法人著作が成立する場合並びに「発注者」及び「事業者」が共同著作者とされる場合を含む。）は、当該コンピューター・プログラムに関する「事業者」の著作権は、当該プログラム開発の完了日をもって「事業者」から「発注者」に譲渡されるものとする。また、この場合、「発注者」は、任意にコンピューター・プログラムを改変し、また任意の著作権者名で任意に公表できるものとし、また、「事業者」は、事前に「発注者」の同意がなければ当該プログラムを公表することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、「本事業衛星」から送信される観測データの著作権は「発注者」に帰属する。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第14条 「事業者」は、本契約の履行にあたり、第三者の有する「知的財産権等」を侵害しないこと、並びに「地上設備」及び「成果物」の作成又は利用が第三者の有する「知的財産権等」を侵害していないことを、「発注者」に対して保証する。

- 2 「事業者」が、本契約の履行にあたり、第三者の有する「知的財産権等」を侵害し、又は「地上設備」及び「成果物」の作成又は利用が第三者の有する「知的財産権等」を侵害する場合には、「事業者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、又は「発注者」が指示する必要な措置を行う。ただし、「事業者」の当該侵害が、「発注者」の特に指定する工事材料、施工方法、維持管理方法又は運用方法等を使用したことに起因する場合には、この限りでない。

(選定企業の使用等)

第15条 「事業者」は、「各業務」を、各「選定企業」に委任し、又は請負わせるものとし、「発注者」の承諾がある場合を除き、「各業務」の全部又は一部を各「選

定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、「事業者」が「本衛星製造業者」から「地上設備」に必要な物品を調達し、又は「本衛星製造業者」に対して当該物品に係る保守等の業務を委任し、又は請け負わせることを妨げない。

- 2 「事業者」は、「事業契約書等」において定める、「各業務」以外の業務の全部又は一部を「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせることができるものとする。
- 3 「事業者」は、「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者に委任又は請け負わせる契約において、本契約に基づいて「事業者」が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとする。
- 4 「事業者」は、第1項及び第2項の定めるところにより「事業契約書等」に定める「各業務」又は「各業務」以外の業務を「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請け負に係る契約締結予定日の14日前までに、「発注者」に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、「発注者」の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 5 「事業者」は、前項に定めるところにより「発注者」の承諾を受けた「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者の使用に関する一切の責任を負うものとし、「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 「事業者」は、前項に定める場合のほか、「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。

(選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)

第16条 「事業者」は、「選定企業」又は「事業者」から直接請け負って業務を実施する「選定企業」以外の第三者が「事業者」から受任し、又は請け負った「各業務」の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、「選定企業」が「本衛星製造業者」から「地上設備」に必要な物品を調達し、又は「本衛星製造業者」に対して当該物品に係る保守等の業務を委任し、又は請け負わせることを妨げない。

(各業務等における第三者の使用等)

第17条 「事業者」は、各「選定企業」又は「事業者」から直接請け負って業務を実施する「選定企業」以外の第三者をして、「各業務」又は「各業務」以外の業務のうち前条に該当しないと認められる部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請け負に係る契約締結予定日の14日前までに、「発注者」に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該業務の委任又は請け負内容のわかる契約書案を提示

し、「発注者」の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 「事業者」は、「各業務」又は「各業務」以外の業務の実施に係る「再受任者」又は「下請負人」の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(使用人等に関する事業者の責任)

第18条 「事業者」は、自ら、「選定企業」、「事業者」から直接請け負って業務を実施する「選定企業」以外の第三者、「再受任者」又は「下請負人」が用いた使用人等による業務上の行為については、一切の責任を負うものとする。

(監視職員)

第19条 「発注者」は、「監視職員」を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を「事業者」に通知するものとする。また、「監視職員」を変更したときも変更した日から14日以内に、その氏名を「事業者」に通知するものとする。

- 2 「監視職員」は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく「発注者」の権限とされる事項のうち、「発注者」が必要と認めて「監視職員」に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - 一 「本事業」の適正かつ確実な実施についての「事業者」又は「事業者」の「総括代理人」に対する請求、勧告、通知、承諾、確認、指示、要請又は協議
 - 二 「事業者」により提供される「本事業」の実施に係る「要求水準」の達成状況の監視
 - 三 本契約の義務の履行に係る「本事業」の実施状況の監視
 - 四 「事業者」の財務状況及び「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者との契約内容の監視
 - 五 「事業者」が作成及び提出した資料の確認
 - 六 監視業務を実施するうえで必要となるすべてのデータ、文書、図面、仕様、工程計画書、ソフトウェア等の「関係資料」及び情報を提供させ、又は閲覧すること
 - 七 試験又は検査
- 3 「発注者」は、2人以上の「監視職員」を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの「監視職員」の有する権限の内容を「事業者」に通知する。また、本契約に基づく「発注者」の権限の一部を「監視職員」に委任した場合には、当該委任した権限の内容を「事業者」に通知する。
- 4 第2項の規定に基づく「監視職員」の請求、勧告、通知、確認、承諾、指示、要請又は協議は、原則として書面により行わなければならないものとする。
- 5 「発注者」が「監視職員」を置いた場合には、本契約に定める「発注者」に対する請求、通知、報告、申出、要請等は、「監視職員」を経由して行うものとする。この場合において、「監視職員」に請求、通知、報告、申出、要請等が到達した日をもって「発注者」に到達したものとみなす。

- 6 「発注者」が「監視職員」を置かない場合には、本契約に定める「監視職員」の権限は、「発注者」に帰属する。

(事業者の総括代理人)

第20条 「事業者」は、「総括代理人」を置くものとし、その氏名その他必要な事項を直ちに「発注者」に通知しなければならない。「総括代理人」を変更したときも同様とする。

- 2 「総括代理人」は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく「事業者」の一切の権限を行使することができるものとする。
- 一 契約代金額の変更
 - 二 契約代金額の請求及び受領
 - 三 第21条第1項の請求の受理
 - 四 第21条第2項の決定及び通知
 - 五 契約の解除
- 3 「事業者」は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、要請及び解除等を、「総括代理人」を経由して行うものとし、「発注者」は、本契約に定める請求、勧告、通知、確認、承諾、指示、要請等を、「総括代理人」を経由して行うものとする。

(総括代理人等に関する措置請求)

第21条 「発注者」は、「総括代理人」がその職務の執行につき、「本事業」の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に「発注者」に通知しなければならない。
- 3 「事業者」は、「監視職員」がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、「発注者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 「発注者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に「事業者」に通知しなければならない。

(業績等の監視及び改善要求措置)

第22条 「事業者」は、「事業計画書」に従い、自らの「業績等」を確認し、「発注者」に報告するものとする。

- 2 「発注者」は、本契約別紙 5の定めるところにより、「事業者」の報告によるほか、必要に応じて実地にて確認を行い、「本事業」に関する「業績等」の監視を行う。

- 3 「事業者」は、本契約に定めがある場合、又は「発注者」の請求があるときは、「事業者」及び「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者が実施する業務の実施状況並びに本契約の履行状況について、「発注者」に説明及び報告しなければならない。
- 4 「発注者」は、随時に、「事業者」及び「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者が実施する「本事業」の実施状況並びに本契約の履行状況について、実地にて確認することができるものとする。
- 5 「発注者」は、前4項の結果、「本事業」に関して「業務不履行」があると認める場合は、本契約別紙 5の定めるところにより改善要求措置をとるものとする。

(事業者に対する支払)

第23条 「発注者」は、本契約別紙 6の定めるところにより「サービス対価」を「事業者」に支払う。

- 2 「発注者」は、本契約に基づいて生じた「事業者」に対する債権及び債務を「法令等」の範囲内において対当額で相殺することができるものとする。

(遅延利息)

第24条 「発注者」が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)を乗じて計算した額の遅延利息を「事業者」に支払わなければならない。

- 2 「事業者」が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を「発注者」に支払わなければならない。

(費用負担等)

第25条 「事業者」による「本事業」の実施その他本契約上の義務の履行に必要な一切の費用は、「サービス対価」及び本契約において「発注者」が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて「事業者」が負担する。

- 2 「事業者」による「本事業」の実施その他本契約上の義務の履行に必要な「事業者」の資金の調達は、本契約において「発注者」が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて「事業者」が自らの責任と費用で行う。
- 3 「発注者」は、本契約において別途規定されている場合を除き、「事業者」に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。
- 4 本契約において該当する事由に応じて費用負担を定める場合において、該当する事由が複数あると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」の間で協議の上、当該費用の分担を定める。

(租税公課の負担)

第26条 本契約及び「本事業」に関連して生じる租税公課は、本契約において別途規定されている場合を除き、すべて「事業者」が負担する。

(許認可の取得等)

第27条 「事業者」は、「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、「発注者」が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、「発注者」が必要な措置を講ずるものとする。当該措置について「事業者」に協力を求めた場合には、「事業者」は、「要求水準書」に記載されているものについてはすべてこれに応じるものとし、また、「要求水準書」に記載されていないものであっても、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、これに応じるものとする。
- 3 「事業者」は、前項に定める場合を除き、「本事業」を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとする。
- 4 「発注者」は、第1項に定める「事業者」による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、「事業者」から協力を要請された場合には、「法令等」の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 5 「事業者」は、「本事業」の実施に係る許認可等（第2項により「発注者」が取得等したものを除く。）の原本を保管し、「発注者」の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを「発注者」に提出するものとする。

(保険の付保等)

第28条 「事業者」は、自らの責任と費用負担により、「本事業」に関して、別紙4に定める保険に加入するものとする。

- 2 「事業者」は、別紙4に定めるもののほか、自らの責任と費用負担により、「本事業」の実施に必要な保険に加入することができる。
- 3 「事業者」は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前各項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含むものとする。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後7日以内に「発注者」に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

(関連業務等の調整等)

第29条 「事業者」は、「本衛星製造業者」の行う「本事業衛星」の円滑な製造等に協力し、その製造等に必要な調整を行うものとする。

- 2 「事業者」は、「発注者」を通じて、「本衛星製造業者」から、「各業務」の実施に必要な情報を得ることができるものとする。
- 3 「事業者」は、「本事業衛星」の製造等に関して、「本衛星製造業者」及びその使用人等に対する一切の責任を負わない。ただし、「事業者」による調整が不適当と認められる場合はこの限りではない。

- 4 「発注者」は、「本事業」が「事業者」により円滑に行われるように「本衛星製造業者」をして「事業者」に対して必要な協力を行わせるものとする。
- 5 「発注者」は、「本衛星製造業者」の故意又は過失により「事業者」の「地上設備」が損傷した場合には、「事業者」に対してその損害を賠償するものとする。

(要求水準の変更)

- 第30条** 「発注者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更内容を記載した書面を「事業者」に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、「事業者」は、「発注者」から当該書面を受領した日から14日以内に、当該変更に伴う措置、「本事業衛星」の運用開始の遅延の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行うものとする。
- 2 「発注者」又は「事業者」は、技術革新等により「サービス対価」の減額を目的とした「要求水準」の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して「サービス対価」の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
 - 3 前2項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な変更を定めるものとし、「事業者」はこれに従わなければならない。
 - 4 「事業者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更内容を記載した書面を「発注者」に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、「事業者」は、当該変更に伴う措置、「本事業衛星」の運用開始の遅延の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行うものとする。
 - 5 前項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合、「要求水準」の変更はなされないものとする。

(要求水準の変更による措置)

- 第31条** 「事業者」は、前条第1項及び第4項に定める変更の協議において、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、「本事業衛星」の運用開始の遅延、「サービス対価」の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議しなければならない。
- 2 「事業者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「事業者」が当該変更による合理的な増加費用を負担するものとし、「発注者」との協議により当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。また、当該変更により「本事業衛星」の運用開始の遅延が避けられない場合は、「発注者」が「事業者」と協議の上、「運用開始予定日」を変更できるものとする。
 - 3 「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「発注者」が当該変更による合理的な増加費用を負担するものとし、「事業

者」との協議により当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。また、当該変更により「本事業衛星」の運用開始の遅延が避けられない場合は、「発注者」が「事業者」と協議の上、「運用開始予定日」を変更できるものとする。

- 4 「事業者」又は「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合で、当該変更により「事業者」の費用が減少するときには、「発注者」は、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができるものとする。
- 5 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされる場合は、当該変更による合理的な増加費用に関しては第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されるものとする。また、当該変更により「本事業衛星」の運用開始の遅延が避けられない場合は、「発注者」が「事業者」と協議の上、「運用開始予定日」を変更できるものとする。
- 6 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされる場合で、当該変更により「事業者」の費用が減少するときには、第34条第5項又は第35条第5項がそれぞれ適用されるものとする。
- 7 「要求水準」の変更がなされる場合で「設計図書」の変更が必要な場合には、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、「設計図書」を変更するものとする。
- 8 「要求水準」の変更がなされる場合で、「維持管理・運用業務」の「業務計画書等」の変更が必要な場合には、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、「業務計画書等」を変更するものとする。

(損害賠償責任)

第32条 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の当事者が本契約に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したとき、相手方当事者は当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(第三者に生じた損害)

第33条 「事業者」は、「本事業」の実施に関して第三者に人的損害又は物的損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）には、直ちに「発注者」に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。

- 2 前項で規定された第三者の損害に関して「発注者」が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、「事業者」は、当該金銭に相当する金額を「発注者」に対して補償する。
- 3 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約（昭和58年条約第6号）に基づき「発注者」が第三国に損害を賠償した場合で、当該損害が「事業者」の責めに帰すべき事由により生じた場合には、「発注者」は、「事業者」に対して、その補償を求めることができる。

- 4 「事業者」が「本事業」に関して「発注者」の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する「法令等」上の義務を負った場合には、「発注者」は、「事業者」が当該賠償義務を負ったことにより「事業者」に生じた合理的な増加費用を負担する。

(法令変更による措置)

第34条 「発注者」及び「事業者」は、「法令等の変更等」により、本契約若しくは「要求水準」の変更が必要になる場合又は「本事業」の実施に関する費用が増加する場合は、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。

- 2 前項の通知が送付された場合、「発注者」及び「事業者」は、本契約若しくは「要求水準」の変更又は増加費用の負担等について協議する。
なお、この場合において、「事業者」は、「法令等の変更等」又はこれに伴う本契約若しくは「要求水準」の変更による「本事業」の実施に関する費用の増減に関して、「発注者」に提案しなければならない。
- 3 当該「法令等の変更等」の公布日から60日以内に前項の協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な範囲での対応方法を「事業者」に通知することとし、「事業者」はこれに従わなくてはならない。
なお、この場合における増加費用の負担については第4項による。
- 4 本契約の締結後において、「法令等の変更等」により、「本事業」の実施に関して「発注者」に合理的な増加費用が発生した場合には、「発注者」が当該増加費用を負担する。また、本契約の締結後において、「法令等の変更等」により、「本事業」の実施に関して「事業者」に合理的な増加費用が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。ただし、「消費税等」の税率変更により「サービス対価」に係る増加費用の負担が発生した場合には、次の各号にかかわらず「発注者」が当該費用を負担する。
 - 一 「本事業」及び「PFI法」に基づく事業のみに影響を与える「法令等の変更等」の場合には、「発注者」が当該増加費用を負担する。
 - 二 前号に該当せず、「地上設備」を構成する建物の整備に影響を及ぼす「法令等の変更等」であり、これに伴う「事業者」による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、「発注者」が当該増加費用を負担する。
 - 三 前2号に該当しない「法令等の変更等」の場合には、「事業者」が当該増加費用を負担する。ただし、「本事業」の遂行上重大な支障があると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」は当該増加費用の負担について協議するものとする。
- 5 「発注者」は、「法令等の変更等」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができるものとする。
- 6 「発注者」は、「法令等の変更等」により「本事業衛星」の運用開始の遅延が避けられない場合には、遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「運用開始予定日」を変更する。

- 7 第1項から第6項までの規定は、「法令等の変更等」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第77条に基づき、第80条、第83条又は第86条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(不可抗力による措置)

- 第35条** 「発注者」及び「事業者」は、「不可抗力」により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったと認められるときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。当該通知に記載される内容が次項に従い「不可抗力」に該当することが証明された場合、当該通知を行った者は、当該「不可抗力」が発生した日以降、当該「不可抗力」により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れるものとする。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該「不可抗力」により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。
- 2 前項において「不可抗力」の発生を通知する者は、相手方に対し、「不可抗力」と考える事象に関するすべての情報を提供するとともに、「発注者」及び「事業者」の双方と利害関係を有しない者であって「発注者」が認める第三者による証明を受けなければならない。ただし、「本事業衛星」の損傷については、当該損傷の原因不明が第三者により証明された場合には、「不可抗力」の証明があったものとみなす。
 - 3 「事業者」は、「不可抗力」により「本事業」に関して「事業者」に合理的な増加費用が発生した場合には、増加費用が最小限となる対応策を検討し、当該「不可抗力」の内容の詳細及びそれに伴う増加費用の詳細を通知し、当該増加費用の負担等について「発注者」と協議することができる。
 - 4 「発注者」及び「事業者」は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後において、「不可抗力」により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生した合理的な増加費用を別紙 7に規定された負担割合に応じて当該費用を負担する。また、「発注者」は、本契約の締結後において、「不可抗力」により「本事業」の実施に関して「発注者」に発生した合理的な増加費用を負担する。
 - 5 「発注者」は、「不可抗力」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができるものとする。
 - 6 「発注者」は、「不可抗力」により「本事業衛星」の運用開始の遅延が避けられない場合には、遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「運用開始予定日」を変更する。
 - 7 第1項から第6項までの規定は、「不可抗力」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第77条に基づき、第80条、第83条又は第86条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(中断による措置)

- 第36条** 「発注者」は、合理的に必要ながあると認めた場合には、その理由を「事業者」に通知した上で、「本事業」の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 2 「発注者」は、前項により、「本事業衛星」の運用開始の遅延が避けられない場合には、遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「運用開始予定日」を変更する。ただし、前項に定める一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由によるときは「運用開始予定日」を変更しない。
 - 3 第1項に定める一時中止が「発注者」の責めに帰すべき事由による場合に、「事業者」に発生する合理的な増加費用については、「発注者」がこれを負担する。ただし、「事業者」は当該費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに、対応策について「発注者」と協議しなければならない。
 - 4 第1項に定める一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に、「事業者」に発生する増加費用については、「事業者」がこれをすべて負担する。
 - 5 第1項に定める一時中止が「法令等の変更等」又は「不可抗力」によるときには、当該一時中止に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用に関しては第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されるものとする。

(本事業衛星の運用開始の遅延又は変更に伴う措置)

- 第37条** 「発注者」の責めに帰すべき事由（「本事業衛星」の打ち上げを実施する者及び「本衛星製造業者」の責めに帰すべき事由を含む。）により、各「本事業衛星」の運用開始が当該「本事業衛星」に係る「運用開始予定日」より遅延した場合には、「発注者」は、当該「本事業衛星」に係る「運用開始予定日」から「運用開始日」までの期間（両日を含む。以下本条において同じ。）において、「事業者」が負担した合理的な増加費用を負担するものとし、費用の増加が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、当該増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。この場合において、「発注者」は第24条第1項に定める遅延利息を負担しないものとする。
- 2 「事業者」の責めに帰すべき事由により、各「本事業衛星」の運用開始が当該「本事業衛星」に係る「運用開始予定日」より遅延した場合には、「事業者」は、当該遅延による増加費用を負担するとともに、当該「本事業衛星」に係る「運用開始予定日」から「運用開始日」までの期間について、当該「本事業衛星」の「地上設備」に係る「施設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）相当額に対して第24条第2項に定める遅延利息の率を乗じ、年365日の日割り計算により得られる遅延利息を「発注者」に対して支払うものとする。
 - 3 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、各「本事業衛星」の運用開始が「運用開始予定日」より遅延した場合には、「事業者」に発生した合理的な増加費用に関しては、第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されるものとする。
 - 4 「事業者」は、増加費用の金額及び支払方法を検討するにあたり、「本事業衛星」の運用開始の遅延、「サービス対価」の増加が予想される場合にあっては、こ

これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議しなければならない。

(関係者協議会の設置)

第38条 「発注者」及び「事業者」は、「本事業」を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的とし、「発注者」、「本衛星製造業者」及び「事業者」等により構成する関係者協議会を設置するものとする。

第3章 地上設備の整備に関する事項

第1節 共通事項

(地上設備の整備)

第39条 「事業者」は、自ら、「建設企業」、「整備業務担当企業」、又は適切な第三者をして、「地上設備」の「整備業務」を実施させるものとし、(i)「8号衛星」に係る「地上設備」を平成26年3月末日までに「使用可能」、平成26年12月末日までに「運用可能」な状態とし、(ii)「9号衛星」に係る「地上設備」を平成28年3月末日までに「使用可能」、平成28年12月末日までに「運用可能」な状態としなければならない。

(地上設備整備工程表)

第40条 「事業者」は、本契約を締結後14日以内に「地上設備整備工程表」を作成し、「発注者」に提出するとともに確認を受けるものとする。

2 「事業者」は、「地上設備」の整備を「地上設備整備工程表」にしたがい実施するものとし、「地上設備整備工程表」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

3 「事業者」は、「地上設備整備工程表」について変更があった場合には、速やかに「発注者」に当該変更後の「地上設備整備工程表」を提出して、確認を受けるものとする。

(事業用地の確保等)

第41条 「事業者」は、「国有地」である「事業用地」について、本契約締結後別紙8に定める「国有財産無償貸付契約」を国との間で締結する。「地上設備」の整備に係る当該「事業用地」の使用については「国有財産無償貸付契約」の定めるところに従うものとする。

2 「発注者」は、「地上設備」の現場着工の開始までに「事業者」が「本事業」を実施するために「国有地」である「事業用地」を使用することができる状態にするものとする。

3 「事業者」は、善良な管理者の注意義務をもって「国有地」である「事業用地」を使用する。

- 4 「私有地」である「事業用地」について、「事業者」は、その責任により、「設計図書」の完成までに当該「事業用地」の使用権原（第三者に対抗できるものに限る。以下同じ。）を確保し、かつ、「事業期間」中、当該「事業用地」の使用権原を確保しなければならない。「事業者」は、「設計図書」の完成までに当該「事業用地」の使用権原を確保できなかった場合には、「発注者」の提案する「国有地」の使用貸借その他の「事業用地」の確保の方法に関して、「発注者」との間で協議するものとする。
- 5 「事業者」は、「整備業務」の実施にあたり、「事業用地」以外に仮設及び資機材置場等が必要な場合には、自らの責任と費用負担においてこれを確保しなければならない。
- 6 「事業者」が「事業用地」の維持保全につき費用（通常必要費を含むが、これに限定されない。）を支出し、又は「事業用地」の改良のための費用（第44条第5項に従い「発注者」が負担する増加費用を除く。）若しくはその他の有益費を支出しても、「発注者」は当該費用を「事業者」に対して負担しない。

（関係資料等の貸与）

- 第42条** 「発注者」は、「事業者」が求め「発注者」が必要と認めた場合には、「事業用地」に係る「関係資料」を「事業者」に貸与するものとする。
- 2 貸与した「関係資料」の内容に係る責任は、「発注者」が負担するものとする。
 - 3 「事業者」は、「関係資料」を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当該「関係資料」の内容等に誤り、欠如及び不明瞭等の事実を発見した場合には、その旨を直ちに「発注者」に通知し、その確認を求めなければならない。
 - 4 「関係資料」と「事業者」の調査結果との間に齟齬があっても、「事業者」が自ら調査して確認するものとし、「発注者」は責任を負わない。

（地上設備の整備に伴う近隣対策）

- 第43条** 「事業者」は、必要に応じて、「地上設備」の整備に先立ち、自らの責任及び費用負担において、近隣住民に対し、整備計画（「地上設備」の配置、整備時期、整備方法等の計画をいう。）等の説明を行わなければならない。「事業者」はかかる説明の内容につき、あらかじめ「発注者」に対して説明を行う。「発注者」は、必要と認める場合には、「事業者」が行う説明に協力する。
- 2 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、水質汚濁、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染その他の「地上設備」の整備が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で近隣対策を実施する。「事業者」は、「発注者」に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。
 - 3 「事業者」は、あらかじめ「発注者」の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として整備計画を変更することはできない。なお、この場合において、「発注者」は、「事業者」が更なる調整を行っても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、整備計画の変更を承諾する。

- 4 近隣対策の結果、「地上設備」の整備が遅延することが合理的に見込まれる場合には、「発注者」及び「事業者」は協議の上、速やかに、合理的な期間、「運用開始予定日」を延期することができる。
- 5 「事業者」は、近隣対策の結果、「事業者」に発生した増加費用を負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、「国有地」上に「地上設備」を設置すること自体に関する近隣対策に起因する費用及び損害については、「発注者」が負担する。また、「国有地」上に「地上設備」を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は「発注者」が行い、「事業者」はこれに協力するものとし、これらに起因して「地上設備」の整備が遅延することが合理的に見込まれる場合には、「発注者」及び「事業者」は協議の上、速やかに、合理的な期間、「運用開始予定日」を延期することができる。

第2節 事業用地の調査及び設計

(事業用地の調査)

- 第44条** 「事業者」は、必要に応じて、自ら、「建設企業」又は「整備業務担当企業」をして、「事業用地」における測量、地盤調査その他の「整備業務」の実施に関係する調査を実施することができる。
- 2 「事業者」は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担するものとする。
 - 3 「事業者」は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在を除く。）には、その対策費を負担する。
 - 4 「事業者」は、第1項の規定に従って調査を行った結果、「国有地」である「事業用地」に関して、土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在について、「入札説明書等」で規定されていなかったこと又は「入札説明書等」で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、「事業者」が本契約に従って「本事業」を履行することができない又は「事業者」が「本事業」を履行することができても「事業者」に著しい増加費用が発生することが判明した場合には、その旨を直ちに「発注者」に通知しなければならない。
 - 5 前項の場合において、「本事業衛星」の運用開始の遅延が避けられない場合には、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「運用開始予定日」を変更できるものとする。また、「発注者」は、前項の場合において「事業者」に生じる、合理的な範囲内の増加費用を負担する。ただし、「事業者」は当該費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と対応策について協議しなければならない。
 - 6 前2項に定める規定は、「民有地」である「事業用地」について適用されないものとし、「事業者」は、当該「事業用地」に関する土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等により生じる増加費用を負担するものとする。また、「民有地」で

ある「事業用地」について、「事業者」は、「発注者」に対して当該「事業用地」に係る立地や形状等を示した書面を提出するものとする。

(調査業務における第三者の使用等)

第45条 「事業者」は、自ら、「建設企業」又は「整備業務担当企業」をして前条第1項の調査の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、「発注者」に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を通知するとともに、当該契約書案を提示し、「発注者」の確認を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 「事業者」は、前条第1項の調査の実施に係る「再受任者」又は「下請負人」の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責に帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責に帰すべき事由とみなす。

(設計の実施及び管理)

第46条 「事業者」は、「建設企業」又は「整備業務担当企業」をして、各「本事業衛星」に係る「地上設備」の設計を実施させるものとする。

(設計図書の作成及び提出)

第47条 「事業者」は、自ら、各「本事業衛星」に係る「地上設備」の設計を完了したと判断した場合には、当該「地上設備」に係る「設計図書」を「発注者」に提出し、当該「設計図書」の設計内容が、「要求水準書」及び「事業計画書」に適合することの確認を受けなければならない。

- 2 「発注者」は、前項の「設計図書」を受領した場合には、「設計図書」の内容が、「要求水準書」及び「事業計画書」に適合するか否かを確認し、その結果を、当該「設計図書」を受領した日を含めて14日以内に「事業者」に書面で通知しなければならない。
- 3 「発注者」は、前項の確認の結果、「設計図書」の内容が「要求水準書」及び「事業計画書」に適合しないと認める場合には、「事業者」に是正を求めることができる。この場合、「事業者」は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。

(設計図書の変更)

第48条 「発注者」は、前条に基づく「設計図書」の確認以降、必要があると認めるときは、「事業者」に対し、工期の変更を伴わず、かつ、「事業者」の提案を逸脱しない限度で、変更内容を通知した上で、「設計図書」の変更を求めることができる。「事業者」は、「発注者」から当該通知を受領した後14日以内に、「発注者」に対し、「設計図書」の変更に伴い発生した費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

- 2 前項の規定による「設計図書」の変更により「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合には、第34条第4項又は第35条第4項に従う。
- 3 「事業者」は、あらかじめ「発注者」の承諾を受けた場合を除き、「設計図書」の変更を行うことはできない。

(建築確認申請に関する説明及び報告)

第49条 「事業者」は、建築基準法第6条第1項に定める建築物の建築等に関する申請を行う場合には、「発注者」に対して建築確認申請書の写しを添えて書面による事前説明を行うものとする。また、「事業者」は、建築基準法第6条第1項に定める確認を受けた後に、「発注者」に対して建築確認済証の写しを添えて書面による事後報告を行うものとする。

第3節 設計終了後の業務

(整備業務における体制の確認)

- 第50条** 「事業者」は、各「地上設備」に係る「設計図書」の確認以降の「整備業務」の実施体制を記載した実施体制図を「発注者」に提出するものとし、その内容を変更するときは、事前に「発注者」に通知するとともに、速やかに修正後の実施体制図の写しを「発注者」に提出するものとする。
- 2 「発注者」は、必要と認めた場合には、各「地上設備」に係る「整備業務」の実施体制が実施体制図の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができるものとする。
 - 3 「発注者」は、「建設企業」、「整備業務担当企業」又は「事業者」から直接請け負って「整備業務」を実施する「選定企業」以外の第三者が第17条の定めに基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、業務の施行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について当該請求を受けた日から10日以内に「発注者」に通知しなければならない。

(実施工程表)

第51条 「事業者」は、各「地上設備」に係る「設計図書」の確認を受けた後速やかに、「設計図書」作成以降の各「地上設備」に係る「整備業務」の「実施工程表」を作成し、「発注者」に提出するものとする。

- 2 「事業者」は、各「地上設備」に係る「設計図書」の確認を受けた日から各「地上設備」が完成するまでの間、月間工程表を作成し、当該月間工程の前月末日までに「発注者」に提出するものとする。
- 3 「事業者」は、各「地上設備」に係る「設計図書」の確認を受けた日から各「地上設備」が完成するまでの間、進捗状況報告書を毎月作成し、当該月末日に「発注者」に提出するものとする。
- 4 「事業者」は、第1項の「実施工程表」に記載された出来高予定と、前項の進捗状況報告書に示された出来高との変動が5%を超える状況が生じた場合には、その理由を明確にして「発注者」に報告するものとする。

(整備業務の管理)

- 第52条** 「事業者」は、各「地上設備」に係る「設計図書」の確認後の「整備業務」に着手する前に、「建設企業」又は「整備業務担当企業」をして、「品質管理計画」を「発注者」と協議の上作成させ、「発注者」に提出させなければならない。
- 2 「事業者」は、各「地上設備」に係る「設計図書」の確認後の各「地上設備」に係る「整備業務」の実施期間にわたり、「建設企業」又は「整備業務担当企業」をして、前項に定める「品質管理計画」に基づいて「整備業務」を管理させ、各「地上設備」に係る「設計図書」に従い各「地上設備」に係る「整備業務」が実施されることを確認させるとともに、「要求水準」を達成していることを確認させなければならない。

(完成等に係る許認可等の取得)

- 第53条** 「事業者」は、自らの責任と費用負担において、各「地上設備」に係る「整備業務」の完了に伴い必要となる一切の申請及び届出を行わなければならない。
- 2 「事業者」は、建築基準法第7条第4項に規定する検査を受けたときは、同条第5項に規定する検査済証の交付を受けた場合には、その原本の写しを直ちに「発注者」に提出するものとする。

(実施工程表等に基づく検査)

- 第54条** 「発注者」は、「実施工程表」及び「試験計画表」に従い、各「地上設備」について、次の検査を行うものとし、当該検査の結果を「事業者」に通知するものとする。
- イ 「試験対象設備」の単体適合性試験
 - ロ 「地上設備」の完成試験
 - ハ 「地上設備」と「本事業衛星」の結合試験
 - ニ 「本事業衛星」の運用慣熟前試験
 - ホ 「本事業衛星」の運用開始前最終試験
- 2 「実施工程表」及び「試験計画表」に定めるスケジュールに従って前項に規定される各検査を実施することができないことにより、「発注者」又は「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由（「本事業衛星」の打ち上げを実施する者及び「本衛星製造業者」の責めに帰すべき事由を含む。）により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合には、第34条第4項又は第35条第4項に従う。

（発注者による検査の方法）

- 第55条** 「発注者」又は「発注者」が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、「事業者」から申し出のあった日から14日以内に、「事業者」、「本衛星製造業者」、「建設企業」及び「整備業務担当企業」の立会いの上、「要求水準書」、「事業計画書」及び「設計図書」のとおり「事業者」が各「本事業衛星」について運用を開始できる状態となったことを確認するための検査を完了し、当該検査の結果を「事業者」に通知する。
- 2 「発注者」又は「検査職員」は、第1項の検査の結果、各「地上設備」又はこれに係る「成果物」について「要求水準書」、「事業計画書」及び「設計図書」を満たさないと判断した場合には、「事業者」に対してその是正を求めることができる。
 - 3 「事業者」は、前項の請求を受けた場合には、自らの責任で速やかに是正を行い、第1項の検査を再び受けなければならない。
 - 4 「事業者」は、第1項の検査及び復旧に直接要する費用又は前項の是正に要する費用を負担しなければならない。

（発注者による完成通知書の交付）

- 第56条** 「発注者」は、第55条に定める検査に合格したことを確認できたときは、当該確認の日から7日以内に、通知書を「事業者」に対して交付する。

（事業者による地上設備の登記）

- 第57条** 「事業者」は、各「地上設備」の完成後、自らの費用負担において、各「地上設備」（登記が可能なものに限る。）の所有権保存登記又は所有権移転登記を行い、登記簿謄本の写し又は全部事項証明書を「発注者」に提出しなければならない。

第4節 本衛星製造業者による試験等

（本衛星製造業者による試験）

- 第58条** 「事業者」は、次のとおり「本衛星製造業者」による試験が実施される予定であり、「本衛星製造業者」により各「地上設備」が利用されることを了承し、「本衛星製造業者」に対して必要な便宜を提供し、当該試験の実施に協力する。
- イ 平成25年8月まで 「8号衛星」と「試験対象設備」との適合性試験

- ロ 平成 26 年 9 月から
平成 27 年 3 月まで 「8 号衛星」の軌道上試験（当該試験期間内の平成 27 年 1 月から 3 月までに、「8 号衛星」の 100 日間連続観測運用試験が実施される。）
 - ハ 平成 27 年 8 月まで 「9 号衛星」と「試験対象設備」との適合性試験
 - ニ 平成 28 年 9 月から
12 月まで 「9 号衛星」の軌道上試験
- 2 「発注者」は、「本衛星製造業者」をして、前項に基づき実施される各「本事業衛星」の軌道上試験終了後、直ちに各「本事業衛星」の運用を「事業者」に移管するものとする。

（事業者の運転員等の教育・訓練）

第59条 「事業者」は、「維持管理業務」及び「運用業務」に従事する者（以下「従事者」という。）をして、「要求水準」に基づき自ら実施する教育及び訓練のほか、「本衛星製造業者」による訓練を受けさせ、「本事業衛星」の「維持管理業務」及び「運用業務」に習熟させなければならない。

第 4 章 維持管理・運用に関する事項

（業務体制の整備）

- 第60条** 「事業者」は、本契約に別途定める場合の他、「運用開始日」その他「要求水準書」に定められる時期又は「発注者」が「事業者」との協議の上定めた時期までに、「要求水準書」に定められる、又は「発注者」が必要と認め「事業者」と協議の上定めた「業務計画書等」を「発注者」に提出し、「要求水準書」及び「事業計画書」を満たしていることの確認を受けなければならない。
- 2 「発注者」は、前項において、「要求水準書」又は「事業計画書」を満たしていないと認められる場合は、「事業者」に対して是正を求めることができる。

（管理統括責任者等）

- 第61条** 「事業者」は、第 58 条第 1 項イに定める適合性試験の 90 日前までに「維持管理・運用業務」全体を総括する「管理統括責任者」を定め、あらかじめその氏名、住所その他「発注者」が定める事項を「発注者」に対して通知し、確認を受ける。「事業者」は、「管理統括責任者」を変更しようとする場合には 30 日前までに、同様の手続きをとるものとする。
- 2 「発注者」は、「管理統括責任者」が「維持管理・運用業務」を行うにあたり不相当と認められる場合には、その理由を明記して「事業者」に対して交代を請求することができる。この場合、「事業者」は、請求を受けた日から 60 日以内に適切に対処しなければならない。

- 3 「事業者」は、「維持管理・運用業務」の実施に必要となる、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の事項を定めて、「8号衛星」について「運用可能」となる日までに、「発注者」に対して提出し確認を受けなければならない。

(維持管理・運用業務の実施)

第62条 「事業者」は、「維持管理企業」又は「運用企業」をして、「業務計画書等」及び「運用手順書等」に従って「維持管理業務」又は「運用業務」をそれぞれ実施させるものとする。

- 2 「事業者」又は「維持管理企業」若しくは「運用企業」は、「維持管理業務」又は「運用業務」を行うにあたって必要な有資格者を配置するものとする。

(維持管理・運用業務に伴う近隣対策)

第63条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、「維持管理・運用業務」を実施するに当たり合理的な範囲内の近隣対策を実施する。「事業者」は、「発注者」に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。また、「発注者」は、必要と認める場合には、近隣対策の実施について、「事業者」に協力する。

- 2 「事業者」は、前項の近隣対策の結果、「事業者」に発生する増加費用を負担する。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、「国有地」上に「地上設備」を設置すること自体に関する近隣対策は「発注者」が実施するほか、当該近隣対策に起因して「事業者」に増加費用又は損害が生じたときは、「発注者」がこれを負担する。また、「国有地」上に「地上設備」を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は「発注者」が行い、「事業者」はこれに協力する。

(維持管理・運用業務における第三者の使用等に係る措置)

第64条 「発注者」は、「維持管理企業」又は「運用企業」が第17条に基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、「維持管理業務」又は「運用業務」の実施につき不相当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に「発注者」に通知しなければならない。

(業務報告書等の作成及び提出)

第65条 「事業者」は、「要求水準」及び「業務計画書等」に従って、「維持管理・運用期間」にわたり、「業務報告書等」を作成し、「要求水準書」に定められる期限又は「発注者」が「事業者」との協議の上定めた時期までに「発注者」に対して提出しなければならない。

(地上設備の所有)

- 第66条** 「事業者」は、本契約が終了するまで、「地上設備」を所有するものとし、「地上設備」の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、「事業者」は、「要求水準」を満たすことを条件に、第三者から賃借する建物を「地上設備」として利用することができるものとする。この場合、「事業者」は、当該「地上設備」に係る「設計図書」の完成までに当該建物の使用権原を確保するものとし、「事業期間」中、当該使用権原を確保しなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、「発注者」の承諾を得て「事業者」がリースの方法により調達した物品その他の「発注者」の承諾を得たものについては、「事業者」以外の者に所有させ、又は債権者のために担保権を設定できるものとする。
 - 4 「発注者」は、前項の承諾を与えるにあたり、必要と認める条件を附することができる。

(地上設備の更新)

- 第67条** 「事業者」が、「維持管理・運用期間」中、「事業計画書」に記載のない「地上設備」の修繕又は更新を行う場合には、緊急のときを除き、あらかじめ「発注者」の承諾を受けなければならない。
- 2 「事業者」は、「地上設備」の修繕又は更新を行う場合には、当該修繕又は更新の完了について「発注者」の確認を受けるとともに、必要に応じて「設計図書」に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに「発注者」に提出する。
 - 3 「維持管理・運用期間」中、「地上設備」が陳腐化し、「要求水準」等の内容を満たさない場合であって、その陳腐化が「事業者」の提案書類作成時には合理的に予測不可能であることを「事業者」が証明した場合には、その陳腐化に対応するために発生した増加費用の負担については、「発注者」と「事業者」の間で協議して決定する。

(緊急時の措置)

- 第68条** 「事業者」は、「維持管理・運用期間」中、「地上設備」の損傷、「本事業衛星」の損傷又は消失、宇宙空間での災害その他「本事業衛星」の運用に支障を来たす事態が生じた場合には、直ちにその状況を「発注者」に通知しなければならない。
- 2 前項に定める事態が生じた場合、「事業者」は、「運用手順書等」に従い、「発注者」及び「本衛星製造業者」と協議の上、直ちに調査を行い必要な緊急の措置を採るとともに、当該協議及び調査の結果に基づく措置を講じなければならない。
 - 3 「発注者」及び「事業者」は、第1項に定める事態が確認された場合には、当該事態の復旧について協議するものとする。
なお、当該復旧に要する費用（第28条による保険でてん補された費用を除く。）については、次の各号に掲げるところに従い負担するものとする。ただし、「発注者」が負担する復旧の費用については、「発注者」が「事業者」との協議により、その金額及び支払方法を定めるものとする。

- 一 「事業者」の責めに帰すべき事由により第1項に定める事態が生じた場合には、「事業者」が復旧の費用を負担する。
- 二 「発注者」の責めに帰すべき事由（「本衛星製造業者」の責めに帰すべき事由を含む。）により第1項に定める事態が生じた場合には、「発注者」が復旧の費用を負担する。
- 三 「不可抗力」により第1項に定める事態が生じた場合には、第35条第4項による。
- 4 「事業者」は、第1項に定める事態が生じた場合には、第2項に定める措置をとるほか、「発注者」の指示に従って、「運用業務」の変更その他の必要な措置を講ずるものとする。

（日米バックアップ協定に基づく運用）

- 第69条** 第62条の規定にかかわらず、「発注者」からの要求があった場合には、「事業者」は、「発注者」の指示に従い、「静止気象衛星による相互支援を通じた太平洋地域の気象衛星観測の維持に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」に基づき必要とされる「本事業衛星」の運用を行うものとする。
- 2 第1項に基づく「本事業衛星」の運用に伴い発生する増加費用は、「発注者」が負担するものとする。

第5章 サービス対価の支払に関する事項

（サービス対価の支払）

- 第70条** 「発注者」は、本契約別紙 6に従い、「支払対象期間」ごとに「事業者」から「発注者」に対する適法な請求書を受領した日から30日以内に「サービス対価」を「事業者」に支払う。
- なお、支払の期限日が「閉庁日」の場合はその前日までに支払う。
- 2 「発注者」は、本契約の定めるところにより「事業者」に発生した合理的な増加費用について「発注者」が負担するものとされているときは、その合理的な増加費用を負担するものとする。この場合、「発注者」は、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。
 - 3 「発注者」は、本契約の定めるところにより「サービス対価」を減額する場合には、本契約履行に係る費用のうち減少費用を「サービス対価」から減額する。ただし、本項の減額の場合において、「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額について、「発注者」と「事業者」が協議を行い、「発注者」はこれを負担する。
 - 4 「発注者」は、「8号衛星」に係る「運用開始予定日」以降、「事業者」の責めに帰すべき事由により「8号衛星」に係る「維持管理・運用業務」が開始されない場合には、「8号衛星」に係る「運用開始予定日」の翌日から実際に「8号衛星」に係る「維持管理・運用業務」が開始された日の前日までの期間（両日を含む。）に相当

する、「8号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」、「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」、並びに「その他の費用」を支払わない。また、「発注者」は、「9号衛星」に係る「運用開始予定日」以降、「事業者」の責めに帰すべき事由により「9号衛星」に係る「維持管理・運用業務」が開始されない場合には、「9号衛星」に係る「運用開始予定日」の翌日から実際に「9号衛星」に係る「維持管理・運用業務」が開始された日の前日までの期間（両日を含む。）に相当する「9号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」を支払わない。

- 5 「発注者」は、「8号衛星」に係る「運用開始予定日」以降、「発注者」の責めに帰すべき事由（「8号衛星」の打ち上げを実施する者及び「本衛星製造業者」の責めに帰すべき事由を含む。）により「事業者」が「8号衛星」に係る「維持管理・運用業務」の全部又は一部を開始できない場合には、当該「維持管理・運用業務」の全部又は一部に相当する、「8号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」、「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」、並びに「その他の費用」を支払わない。また、「発注者」は、「9号衛星」に係る「運用開始予定日」以降、「発注者」の責めに帰すべき事由（「9号衛星」の打ち上げを実施する者及び「本衛星製造業者」の責めに帰すべき事由を含む。）により「事業者」が「9号衛星」に係る「維持管理・運用業務」の全部又は一部を開始できない場合には、当該「維持管理・運用業務」の全部又は一部に相当する「9号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」を支払わない。ただし、本項の場合において当該「維持管理・運用業務」の全部又は一部の開始遅延に関して「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額については「発注者」が負担するものとし、「発注者」は「事業者」との協議により当該金額とその支払方法について定めるものとする。
- 6 「発注者」は、各「本事業衛星」に係る「運用開始予定日」以降、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が当該「本事業衛星」に係る「維持管理・運用業務」の全部又は一部を開始できない場合には、当該「本事業衛星」に係る「運用開始日」まで当該「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」を支払わない。
- 7 「発注者」は、各「本事業衛星」に係る「運用開始予定日」以降、「発注者」の責めに帰すべき事由（「本事業衛星」の打ち上げを実施する者及び「本衛星製造業者」の責めに帰すべき事由を含む。）により「事業者」が当該「本事業衛星」に係る「維持管理・運用業務」の全部又は一部を開始できない場合には、当該事由による「維持管理・運用業務」の全部又は一部の開始遅延が生じている期間に限り、当該「地上設備」が「使用可能」であることを条件として、当該「本事業衛星」に係る「運用開始予定日」から当該「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」相当額を支払うものとする。
- 8 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「8号衛星」に係る「維持管理・運用業務」の全部又は一部が履行不能な場合には、「8号衛星」に係る「維持管理・運用業務」の全部又は一部の履行不能状態が存続している業務範囲及び期間に相当する当該「8号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」、「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」、並びに「その

他の費用」を支払わない。また、「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「9号衛星」に係る「維持管理・運用業務」の全部又は一部が履行不能な場合には、「9号衛星」に係る「維持管理・運用業務」の全部又は一部の履行不能状態が存続している業務範囲及び期間に相当する当該「9号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」を支払わない。ただし、本項の場合において当該「維持管理・運用業務」の全部又は一部の履行不能に関して「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額及び合理的な増加費用の負担については、第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されるものとする。

- 9 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、各「本事業衛星」に係る「維持管理・運用業務」の全部又は一部が履行不能な場合には、「法令等の変更等」又は「不可抗力」による「維持管理・運用業務」の全部又は一部の履行不能状態が存続している期間に限り、当該「地上設備」が「使用可能」であることを条件として、当該「本事業衛星」に係る「運用開始予定日」から当該「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」相当額を支払うものとする。
- 10 「発注者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」があった場合は、本契約別紙 5に従い、「維持管理費」、「運用費」又は「その他の費用」の減額及び違約金の請求を行うことができる。
- 11 「発注者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」があった場合において、減額とは別に、当該「業務不履行」に伴い「発注者」に発生した損害の賠償を「事業者」に請求することができる。

(サービス対価の改定)

- 第71条** 「事業者」は、「発注者」が必要と定める時期までに、本契約別紙 6の定めるところにより、金利変動、物価変動に応じた「サービス対価」の改定を行うために「サービス対価」を再計算し、「発注者」に「サービス対価」の内訳書の再計算結果を提出し、「発注者」の確認を受けるものとする。
- 2 「発注者」は、前項の再計算結果を考慮して「サービス対価」を変更し、「事業者」との間で本契約の契約代金額の変更を行うものとする。

(物価等の変動等に基づく施設・設備整備費の改定)

- 第72条** 「発注者」又は「事業者」は、物価等の変動その他の事由により必要と判断した場合には、各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の変更をそれぞれ相手方に請求して協議することができる。

(虚偽報告によるサービス対価の減額)

- 第73条** 「業務報告書等」に虚偽の記載があることが判明した場合には、「事業者」は、当該虚偽記載がなければ「発注者」が別紙5により減額し得た額を「発注者」に返還しなければならない。

第6章 本契約の解除及び終了に関する事項

第1節 解除権等

(発注者の解除権)

第74条 「発注者」は、次の各号（ただし、「事業用地」のすべてが「民有地」である場合には、第十一号を除く。）の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 「事業者」に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、「事業者」の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 「事業者」が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- 三 「事業者」が「本事業」の全部又は一部の遂行を放棄したとき。
- 四 「事業者」が手形交換所の取引停止処分、差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- 五 「事業者」が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある「法令等」の違反をしたとき。
- 六 「事業者」の責めに帰すべき事由により、本契約上の「事業者」の義務の履行が不能となったとき。
- 七 本契約に関し、「選定企業」の役員又は使用人等について刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 八 「基本協定書」第5条第3項の規定に従って「本事業」の落札者が「発注者」に対して差し入れた、「基本協定書」別紙3の様式による「出資者誓約書」に規定されたいずれかの「出資者」が表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの「出資者」が当該「出資者」の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。
- 九 「事業者」が、正当な理由がなく、本契約に定める「事業者」の義務を履行せず、「発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき（第一二号に該当する場合を除く。）。
- 十 「事業者」が、第76条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 十一 「事業者」が、「国有財産無償貸付契約」に違反し、その違反によりその契約の目的を達成することができないと認められるとき又はその契約が解除されたとき。
- 十二 「事業者」が、「本事業」の実施において「要求水準」を達成できず、かつ、改善措置を講じても「要求水準」を達成することができないとき。

十三 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約に違反し、又は本契約上の「事業者」の重大な義務を履行しないとき。

2 「発注者」は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定める措置をとることができるものとする。この場合において「事業者」は、「発注者」が被った損害を賠償しなければならない。

一 「発注者」は、「出資者」をして、「事業者」の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において「発注者」が承諾した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

二 「発注者」は、「事業者」をして、「本事業」に係る「事業者」の本契約上の地位及び「地上設備」の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）を、当該時点において「発注者」が承諾した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

三 「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を、「発注者」が承諾した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）のために確保させる。

（発注者の任意による解除）

第75条 「発注者」は、「本事業」の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180日以上前に「事業者」に対してその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（事業者の解除権）

第76条 「事業者」は、次の各号（ただし、「事業用地」のすべてが「民有地」である場合には、第三号を除く。）の一に該当する事由が発生した場合には、「発注者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約を解除することができる。

一 「発注者」が本契約に従って支払うべき「サービス対価」を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。

二 「発注者」が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

三 国が、「国有財産無償貸付契約」に違反し、その違反により本契約の履行が不能となったとき。

（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

第77条 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、「事業者」との協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 「事業者」による「本事業」の継続が不能又は著しく困難なとき。

- 二 「事業者」が「本事業」を継続するために、「発注者」が過分の費用を負担するとき。
- 2 「発注者」は、前項の場合において、「事業者」と協議の上、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定める措置をとることができるものとする。
 - 一 「発注者」は、「出資者」をして、「事業者」の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において「発注者」が承諾した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
 - 二 「発注者」は、「事業者」をして、「本事業」に係る「事業者」の本契約上の地位及び「地上設備」の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）を、当該時点において「発注者」が承諾した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
 - 三 「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を、「発注者」が承諾した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）のために確保させる。

第2節 8号衛星に係る運用開始日前における契約解除の効力

（事業者の帰責事由による契約解除の効力）

- 第78条** 「発注者」は、本契約の締結日から「8号衛星」に係る「運用開始日」（「運用開始日」を含む。以下本節において同じ。）までの間に、第74条第1項各号のいずれかにより本契約を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。
- 一 「発注者」は、建設中の「地上設備」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）をそれぞれ取得及び保持する。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。
 - 二 「発注者」は、前号に定める所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）及び「民有地」である「事業用地」の使用権原を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
 - 三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた「8号衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。

- 2 「事業者」は、前項の場合において、各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10%に相当する額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へそれぞれ支払わなければならない。
- 3 「発注者」は、前項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。
- 4 「発注者」は、第2項に定める「違約金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

（発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力）

第79条 「発注者」又は「事業者」が、本契約の締結日から「8号衛星」に係る「運用開始日」までの間に、第75条又は第76条により本契約を解除する場合には、「発注者」は次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 「発注者」は、建設中の「地上設備」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）をそれぞれ取得及び保持する。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。
 - 二 「発注者」は、前号の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）及び「民有地」である「事業用地」の使用権原を保持した上で、当該出来形部分に相当する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
 - 三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた「8号衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
- 2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、「事業者」との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。

（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）

第80条 「発注者」は、本契約の締結日から「8号衛星」に係る「運用開始日」までの間に、第77条第1項により本契約を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 「発注者」は、建設中の「地上設備」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権（「事業者」以外が所有する設備

についてはその使用権原)をそれぞれ取得及び保持する。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。

二 「発注者」は、前号の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）及び「民有地」である「事業用地」の使用権原を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた「8号衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。

第3節 8号衛星に係る運用開始日後9号衛星の運用開始日前における契約解除の効力

（事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第81条 「発注者」は、「8号衛星」に係る「運用開始日」の翌日以降「9号衛星」に係る「運用開始日」（「9号衛星」に係る「運用開始日」を含む。）までに、第74条第1項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 「発注者」は、「8号衛星」に係る「地上設備」の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）をすべて買い取った上で、「契約解除通知日」における「8号衛星」に係る解約部分に相当する「施設・設備整備費」（「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。以下本項において同じ。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。ただし、当該「地上設備」に損傷その他の不具合があった場合には、「発注者」は、「地上設備」の買取金額につき当該損傷その他の不具合の修補費用相当額を減額することができる。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。

- 二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの、「8号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」、「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うものとする。
 - 三 「発注者」は、建設中の「9号衛星」に係る「地上設備」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）を取得及び保持する。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。
 - 四 「発注者」は、前号に定める所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）及び「民有地」である「事業用地」の使用権原を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
 - 五 「発注者」は、第一号及び第四号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
- 2 「事業者」は、前項の場合において、本契約解除時点から当初の「事業期間」終了時点までに收受予定であった「8号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」並びに「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」の残額の10%に相当する金額、及び「9号衛星」に係る「施設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10%に相当する金額をそれぞれ違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。
 - 3 「発注者」は、前項に定める「違約金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

（発注者の任意又は帰責事由による契約解除の効力）

第82条 「発注者」又は「事業者」は、「8号衛星」に係る「運用開始日」の翌日以降「9号衛星」に係る「運用開始日」（「9号衛星」に係る「運用開始日」を含む。）までに、第75条又は第76条により本契約の全部又は一部を解除する場合には、「発注者」は次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 「発注者」は、「8号衛星」に係る「地上設備」の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）をすべて買い取った上で、「契約解除通

- 知日」における、解約部分に相当する「8号衛星」に係る「施設・設備整備費」（「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。以下本項において同じ。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。
- 二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの、「8号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」、「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うものとする。
- 三 「発注者」は、建設中の「9号衛星」に係る「地上設備」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）を取得及び保持する。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。
- 四 「発注者」は、前号に定める所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）及び「民有地」である「事業用地」の使用権原を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる「消費税等」を含む）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
- 五 「発注者」は、第一号及び第四号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。
- ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
- イ 当初定められた各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
- 2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、「事業者」との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。

（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）

第83条 「発注者」は、「8号衛星」に係る「運用開始日」の翌日以降「9号衛星」に係る「運用開始日」（「9号衛星」に係る「運用開始日」を含む。）までに、第77条第1項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 「発注者」は、「8号衛星」に係る「地上設備」の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）をすべて買い取った上で、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する「8号衛星」に係る「施設・設備整備費」（「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。以下本項において同じ。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。
 - 二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの、「8号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」、「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うものとする。
 - 三 「発注者」は、建設中の「9号衛星」に係る「地上設備」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）を取得及び保持する。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。
 - 四 「発注者」は、前号に定める所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）及び「民有地」である「事業用地」の使用権原を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
 - 五 「発注者」は、第一号及び第四号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。

第4節 9号衛星に係る運用開始日後における契約解除の効力

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第84条 「発注者」は、「9号衛星」に係る「運用開始日」の翌日以降において、第74条第1項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 「発注者」は、各「地上設備」の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）をすべて買い取った上で、「契約解除通知日」における解約部分に相当する各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」（「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。以下本項において同じ。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。ただし、当該「地上設備」に損傷その他の不具合があった場合には、「発注者」は、「地上設備」の買取金額につき当該損傷その他の不具合の修補費用相当額を減額することができる。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。
- 二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うものとする。
- 三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
- 2 「事業者」は、前項の場合において、本契約解除時点から当初の「事業期間」終了時点までに收受予定であった各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、並びに「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」の残額の10%に相当する額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。
- 3 「発注者」は、前項に定める「違約金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

(発注者の任意又は帰責事由による契約解除の効力)

第85条 「発注者」又は「事業者」は、「9号衛星」に係る「運用開始日」の翌日以降において、第75条又は第76条により本契約の全部又は一部を解除する場合には、「発注者」は次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 「発注者」は、各「地上設備」の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）をすべて買い取った上で、「契約解除通知日」における、各「本事業衛星」に係る解約部分に相当する「施設・設備整備費」（「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。以下本項において同じ。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、「民有地」である「事業用地」については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。
 - 二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの、各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払うものとする。
 - 三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
- 2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、「事業者」との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。

(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)

第86条 「発注者」は、「9号衛星」に係る「運用開始日」の翌日以降において、第77条第1項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 「発注者」は、各「地上設備」の所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用権原）をすべて買い取った上で、「契約解除通知日」における解約部分に相当する各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」（「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。以下本項において同じ。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、「民有地」である「事業用地」

については、「発注者」は、「事業者」をして、賃貸借その他の方法により当該「事業用地」の使用権原を「発注者」のために確保させる。

- 二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの、各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」、「8号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日にそれぞれ支払うものとする。
 - 三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた各「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定めるものとする。

第5節 本契約の終了

(期間満了による終了)

第87条 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、平成42年3月31日をもって終了する。

(契約終了時の事務)

- 第88条** 「事業者」は、期間満了により本契約が終了する場合は、「地上設備」、及び「事業者」又は「選定企業」が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の設備を期間満了時まで撤去するとともに「国有地」である「事業用地」の原状回復を行い、「発注者」の確認を受けなければならない。ただし、「地上設備」のうち「国有地」である「事業用地」に建設した建物については、撤去せずに国に所有権を移転し、担保権等の物権その他一切の負担のない状態で引き渡す。
- 2 前項但書に基づき建物の引渡を受ける場合、「発注者」は、期間満了の6か月前に「事業者」に対して通知を行った上、当該建物の状態が「要求水準書」及び「事業計画書」に適合するか否かを確認し、その結果を「事業者」に書面で通知しなければならない。
 - 3 「発注者」は、前項の確認の結果、「要求水準書」及び「事業計画書」に適合しないと認める場合には、「事業者」に是正を求めることができ、この場合、「事業

者」は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項に基づく確認を受けなければならない。

- 4 「発注者」は、第1項の場合において、「事業者」が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、「発注者」が「事業者」に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができるものとする。この場合において、「事業者」は、「発注者」の処分又は原状回復について異議を申し出ることにはできないものとし、「発注者」の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 本契約終了時の手続に関する諸費用及び「事業者」の清算に必要な費用等は、第75条又は第76条に係る本契約終了の場合を除き、すべて「事業者」が負担する。
- 6 「事業者」は、本条に規定する事務が終了するまでは、存続するものとする。
- 7 第1項乃至第4項の規定は、「民有地」である「事業用地」については適用されないものとする。

(保全義務)

第89条 「事業者」は、契約解除の通知の日から本契約に基づく「発注者」への引渡しの日まで、「地上設備」の出来形部分又は「地上設備」について必要な維持保全に努めなければならない。

(関係資料等の返還)

- 第90条** 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、「関係資料」及び「地上設備」を構成する設備の貸与を受けている場合は、当該「関係資料」及び「地上設備」を構成する設備を「発注者」に返還しなければならない。
- 2 「事業者」は、前項の場合において、「関係資料」又は「地上設備」を構成する設備が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

- 第91条** 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了したときは、「設計図書」その他「本事業」に関し「事業者」が作成した一切の書類のうち、「発注者」が合理的に要求するものを、「発注者」に対して引き渡すものとする。
- 2 「発注者」は、前項により「事業者」から引渡しを受けた「設計図書」その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有するものとする。

(地上設備の瑕疵担保)

第92条 「発注者」は、「地上設備」のうち第88条により「事業者」が「発注者」に引き渡す必要がある設備に瑕疵が発見されたときは、「事業者」に対し、「発注者」が「地上設備」の所有権を取得した日から180日以内に限り、相当の期間を定め

て、当該瑕疵の修補（備品にあつては交換とする。）を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。

- 2 「発注者」は、「地上設備」が前項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間内であつて、「発注者」がその滅失又は毀損を知った日から60日以内に前項の権利を行使しなければならない。

第7章 表明保証及び誓約

（事業者による事実の表明保証及び誓約）

第93条 「事業者」は、「発注者」に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

- 一 「事業者」は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
- 二 「事業者」による本契約の締結及び履行に関して、「事業者」に対し適用のある「法令等」、「事業者」の定款その他の社内規則上必要とされる「事業者」の一切の手続きが有効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。
- 三 「事業者」による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、「事業者」に適用のある「法令等」に違反せず、又は「事業者」が当事者であり若しくは「事業者」が拘束される契約その他の合意に反しないこと。
- 四 本契約上の「事業者」の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある「事業者」の義務であり、かつ本契約の各規定に従つて「事業者」に対して執行可能であること。

- 2 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾なくして、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡・譲受、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わないこと、「基本協定書」に基づいて「出資者」が「発注者」に提出した「出資者誓約書」の内容に虚偽のないこと、及び「事業者」の代表者、取締役その他の役員又は商号に変更があつた場合には、直ちに「発注者」に対して通知することを誓約する。

（発注者による事実の表明保証）

第94条 「発注者」は、「事業者」に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

- 一 「発注者」は本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
- 二 「発注者」による本契約の締結及びその履行に関して、「発注者」に対し適用のある「法令等」及び「発注者」の内規上必要とされる一切の手続が有効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。

- 三 「発注者」による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、「発注者」に適用のある「法令等」に違反せず、又は「発注者」が当事者であり若しくは「発注者」が拘束される契約その他の合意に反しないこと。
- 四 本契約上の「発注者」の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある「発注者」の義務であり、かつ本契約の各規定に従って「発注者」に対して執行可能であること。

第8章 雑則

(本契約の変更)

第95条 本契約（別紙を含む。）の変更は、「発注者」及び「事業者」の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

- 第96条** 本契約は、日本国の「法令等」に準拠するものとし、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する紛争又は訴訟について、第一審の専属管轄は、東京地方裁判所とする。

(解釈)

第97条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、「発注者」及び「事業者」の間で誠実に協議の上、これを定めるものとする。

附則

(出資者の誓約)

- 第1条 「事業者」は、「出資者」をして、事前に書面により「発注者」の承諾を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を第三者に対して譲渡させることができるものとする。ただし、「事業者」は、「基本協定書」別紙3の「出資者誓約書」を提出した「出資者」については、「発注者」による事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約終了までの間、「事業者」の株式又は「事業者」に対する債権を保有させなければならない。
- 2 「事業者」は、「出資者」をして、事前に書面により「発注者」の同意を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部に対して担保権を設定させることができる。
- 3 第1項の取扱いは、「出資者」間において「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

(融資団との協議)

- 第2条 「発注者」は、その必要を認めた場合には、「本事業」に関し、「事業者」に融資を行う融資団との間で協議を行う。「発注者」がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項等を定める。
- 一 本契約に関し、「事業者」に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項
- 二 「事業者」の株式又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を、「出資者」から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 三 融資団が「事業者」への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 四 「発注者」による本契約の解除に伴う措置に関する事項

別紙 1 事業場所

番号	所在	区分	数量	備考
1	●	土地	● m ²	【国有地/民有地】
2	●	土地	● m ²	
3	●	土地	● m ²	

別紙 2 契約代金額の内訳

表 1 - 1 契約代金額の内訳

項目		内 訳	金額
施設・設備整備費	① 8号衛星運用開始時に係る施設・設備整備費	ア 8号衛星運用開始時に係る施設・設備費	
		イ 8号衛星運用開始時に係るその他費用	
		ウ 8号衛星運用開始時に係る割賦手数料	
		エ 8号衛星運用開始時に係る消費税等	
	② 9号衛星運用開始時に係る施設・設備整備費	ア 9号衛星運用開始時に係る施設・設備費	
		イ 9号衛星運用開始時に係るその他費用	
		ウ 9号衛星運用開始時に係る割賦手数料	
		エ 9号衛星運用開始時に係る消費税等	
維持管理費	③各衛星共通の維持管理費等	ア 各衛星共通の維持管理費	
		イ 各衛星共通の維持管理に係る消費税等	
	④正衛星のみに係る維持管理費等	ア 正衛星のみに係る維持管理費	
		イ 正衛星の維持管理のみに係る消費税等	
	⑤副衛星のみに係る維持管理費等	ア 副衛星のみに係る維持管理費	
		イ 副衛星の維持管理のみに係る消費税等	
運用費	⑥各衛星共通の運用費等	ア 各衛星共通の運用費	
		イ 各衛星共通の運用に係る消費税等	
	⑦正衛星のみに係る運用費等	ア 正衛星のみに係る運用費	
		イ 正衛星の運用のみに係る消費税等	
	⑧副衛星のみに係る運用費等	ア 副衛星のみに係る運用費	
		イ 副衛星の運用のみに係る消費税等	
⑨その他の費用			

別紙 3 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。
なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「維持管理・運用期間」
「8号衛星」の「運用開始日」（同日含む。）以降本契約の終了日までの期間をいう。
- 2 「維持管理・運用業務」
「維持管理業務」及び「運用業務」の総称をいう。
- 3 「維持管理企業」
「維持管理業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の提案書に記載される者をいう。
- 4 「維持管理業務」
「地上設備」の性能及び機能を適正に維持管理するための業務をいい、その業務内容の詳細については「要求水準書」及び「事業計画書」によるものとする。
- 5 「維持管理費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「地上設備」の「維持管理業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙 6によるものとする。
- 6 「運用開始日」
各「本事業衛星」の運用が「本衛星製造業者」から「事業者」に移管された日を個別に又は総称していう。
- 7 「運用開始予定日」
各「本事業衛星」の運用開始予定日をいい、「8号衛星」につき平成27年4月1日を、「9号衛星」につき平成29年1月1日を個別に又は総称していう。
- 8 「運用可能」
運用に必要な技能や資格を持った運用要員の配置を終え、「発注者」の指示に基づき（i）「8号衛星」につき100日間連続観測運用試験を、（ii）「9号衛星」につき運用をそれぞれ開始できる状態をいう。
- 9 「運用企業」
「地上設備」の「運用業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の提案書に記載される者をいう。
- 10 「運用業務」
「本事業衛星」の運用に関する、「本事業衛星」の管制に係る業務、放射計データに係る業務及び通報局資料に係る業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「事業計画書」によるものとする。
- 11 「運用手順書等」
「本事業衛星」の運用全般の具体的手順について記載された文書等を総称していう。
- 12 「運用費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「運用業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙 6によるものとする。
- 13 「各業務」
「事業契約書等」に定める「整備業務」、「維持管理業務」及び「運用業務」のそれぞれをいう。
- 14 「割賦手数料」
「施設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）を元本とする、別紙 6に定める方法による分割払いを前提とする「割賦利率」により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。

- 15 「割賦利率」
「基準金利」と「事業計画書」に記載された利ざやを合計した、「割賦手数料」の料率をいう。
- 16 「関係資料」
「発注者」が本契約の締結後に「事業者」に貸与する「事業用地」に係る測量及びその実施結果に関する調査報告書等の資料をいう。
- 17 「監視職員」
「事業者」による「本事業」の適正かつ確実な履行を確保するために監視等を行う者として「発注者」が定めた職員をいう。
- 18 「管理統括責任者」
「事業者」が本契約第 61 条第 1 項の定めるところにより「維持管理・運用業務」全体を総括させるために設置する者をいう。
- 19 「基準金利」
本契約別紙 6 に定める基準金利をいう。
- 20 「基本協定書」
「発注者」、「代表企業」及び「構成員」が、「協力会社」とともに、平成 22 年 ●月●日に締結した「静止地球環境観測衛星の運用等事業に関する基本協定書」（別紙を含む。）をいう。
- 21 「業績等」
「事業者」の経営管理状況、「事業者」及び「選定企業」並びに「選定企業」以外の第三者が実施する「本事業」における「各業務」等の業績及び実施状況をいう。
- 22 「業務計画書等」
「維持管理・運用業務」に関する各種計画書等（年間保守計画書、月間保守計画書、週間保守計画書、年間衛星運用計画書、月間衛星運用計画書、週間衛星運用計画書を含む。）の総称をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- 23 「業務不履行」
「発注者」による「業績等」に関する監視の結果、「事業者」の責めに帰すべき事由により「要求水準」を達成しない虞がある、又は「要求水準」を達成していないと判断した状態をいう。
- 24 「業務報告書等」
「維持管理・運用業務」に関する各種報告書等（年間保守結果報告書、月間保守結果報告書、週間保守結果報告書、年間衛星運用実績報告書、月間衛星運用実績報告書、週間衛星運用実績報告書、混信状況報告書を含む。）の総称をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- 25 「協力会社」
「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する「各業務」を「事業者」から直接受託又は請け負う企業をいう。
- 26 「9号衛星」
静止地球環境観測衛星「ひまわり9号」をいう。
- 27 「契約解除通知日」
本契約の解除通知が通知の相手方に到達した日をいう。
- 28 「検査職員」
「発注者」が検査を行う者として定めた職員をいう。
- 29 「建設企業」
本契約に定める「建設業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の提案書に記載される者をいう。
- 30 「建設業務」
「整備業務」のうち「地上設備」を構成する建物の建設に係る業務をいう。

- 31 「公共施設等の管理者等」
「PFI法」第2条第3項に定める者をいう。
- 32 「構成員」
「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する「各業務」を「事業者」から直接受託又は請け負うとともに、「事業者」に出資する企業のうち「代表企業」以外の者をいう。
- 33 「国有財産無償貸付契約」
「PFI法」第11条の2第1項及び第12条第1項の規定に基づき、国が「事業者」に「事業用地」を無償で貸し付ける契約をいう。
- 34 「国有地」
「発注者」が提供する土地として「入札説明書等」に記載される土地をいう。
- 35 「サービス対価」
「発注者」が「事業者」に支払う「本事業」の実施による対価をいい、その算定方法は本契約別紙 6によるものとする。
- 36 「再計算の利息」
本契約が解除された場合に、「契約解除通知日」から「発注者」が選択した支払方法による支払日（当該支払日が複数ある場合には、それぞれの支払日）までの期間について「割賦利率」により再計算した利息の額をいう。ただし、当該利息の算定を行うにあたっての「割賦利率」は、契約解除の事由及び選択した支払方法によって異なり、詳細は本契約別紙 9によるものとする。
- 37 「再受任者」
「本事業」の実施に伴う「各業務」又は「各業務」以外の業務の一部を、「事業者」から直接受任を受けて業務を実施する「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者から受任する者をいう。
- 38 「資格確認資料」
「選定企業」が「本事業」の入札手続において「発注者」に提出した競争参加資格確認資料をいう。
- 39 「事業期間」
本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が解除された日又は平成42年3月31日（第7条により延長された場合は延長後の日）のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 40 「事業計画書」
「事業者」が「本事業」の入札手続において「発注者」に提出した「本事業」の実施に係る提案書類一式（「発注者」が当該提案書類一式の詳細を明確化するために、本契約の締結までに「事業者」に提出を求めた資料その他の情報を含む。）をいい、内容を明確化するために、「発注者」及び「事業者」が本契約の締結までに確認した事項を含む。
- 41 「事業契約書」
「発注者」と「事業者」が平成22年●月●日に締結した「静止地球環境観測衛星の運用等事業 事業契約書」（別紙を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。
- 42 「事業契約書等」
「事業契約書」、「入札説明書等」及び「事業計画書」の総称をいう。
- 43 「事業工程表」
「本事業」の「事業期間」に亘る工程表をいう。
- 44 「事業者」
「基本協定書」に基づいて「代表企業」及び「構成員」が「本事業」の実施のみを目的として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立した新会社をいう。

- 45 「事業年度」
「事業期間」中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、「事業者」の設立日から最初に到来する3月31日までとする。
- 46 「事業用地」
本契約の鑑に記載されている事業場所である用地をいう。
- 47 「試験計画表」
「発注者」が示す「本事業衛星」に係る試験の計画をいい、その詳細は「要求水準書」による。
- 48 「試験対象設備」
「地上設備」のうち、「本事業衛星」との単体適合性試験の対象機器をいい、その詳細は「要求水準書」による。
- 49 「支出負担行為」
財政法（昭和22年法律第34号）第34条の2第1項に規定する支出負担行為をいう。
- 50 「使用可能」
各「本事業衛星」の運用に必要な「地上設備」の整備が完了し、「発注者」の指示に基づき軌道上試験（100日間連続観測運用試験を除く）のために「地上設備」及び当該「地上設備」を操作する者の提供ができる状態をいう。
- 51 「整備期間」
本契約の締結日（同日を含む。）から「運用開始日」（同日含まない。）までの期間をいう。
- 52 「整備業務」
「地上設備」の整備のために必要な業務（建物の建設に係る調査業務、設計業務、「建設業務」を含む。）をいう。
- 53 「施設・設備整備費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「整備業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙6によるものとする。
- 54 「下請負人」
「本事業」の実施に伴う「各業務」又は「各業務」以外の業務の一部を、「事業者」から直接請け負って業務を実施する「選定企業」又は「選定企業」以外の第三者から請け負う者をいう。
- 55 「実施工程表」
出来高予定曲線を記入した「設計図書」作成後における「地上設備」の整備に係る工程表をいう。
- 56 「支払対象期間」
各「事業年度」における4月1日から9月30日までの期間又は10月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。ただし、最初の「支払対象期間」は、「8号衛星」に係る「運用開始予定日」の翌日から平成27年9月30日までの期間をいう。
- 57 「出資者」
「事業者」の株式を所有する者をいう。
- 58 「出資者誓約書」
「基本協定書」に基づいて「出資者」である者が「発注者」に提出する誓約書をいい、「基本協定書」別紙3に記載の書式によるものとする。
- 59 「消費税等」
消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。
- 60 「成果物」
「要求水準書」、「発注者」の要求その他本契約に基づき「事業者」が作成する「設計図書」その他の一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

- 61 「**整備業務担当企業**」
本契約に定める「整備業務」（「建設業務」を除く。）を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の提案書に記載される者をいう。
- 62 「**設計図書**」
「地上設備」の設計の内容を示す設計図書をいう。
- 63 「**選定企業**」
本契約に定める「建設企業」、「整備業務担当企業」、「維持管理企業」及び「運用企業」の総称をいう。なお、「本衛星製造業者」は「選定企業」となることができないものとする。
- 64 「**選定事業**」
「PFI法」第2条第4項に定める選定事業をいう。
- 65 「**総括代理人**」
「事業者」が本契約第20条第2項の権限を行使させるために設置する者をいう。
- 66 「**その他の費用**」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち、「事業者」が負担する「事業者」の運営に要する費用、利益等の合計に相当する対価をいい、その内容は本契約別紙 6によるものとする。
- 67 「**代表企業**」
「事業計画書」において代表企業として定められる企業をいう。
- 68 「**知的財産権等**」
特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権の総称をいう。
- 69 「**地上設備**」
本契約に基づいて「事業者」が「事業用地」に整備する「本事業衛星」の衛星管制及び観測データの受信・処理・伝送に必要な施設及び設備をいい、その詳細は「要求水準書」による。
- 70 「**地上設備整備工程表**」
「地上設備」の整備が完了するまでの工程を示した工程表をいう。
- 71 「**入札説明書等**」
「発注者」が「本事業」の入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 72 「**8号衛星**」
静止地球環境観測衛星「ひまわり8号」をいう。
- 73 「**発注者**」
支出負担行為担当官 気象庁総務部長 福内直之をいう。
- 74 「**PFI法**」
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- 75 「**品質管理計画**」
「地上設備」の施工における品質を管理する計画をいう。
- 76 「**不可抗力**」
本契約別紙 7の定義によるものをいう。
- 77 「**法令等**」
法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- 78 「**法令等の変更等**」
本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。

- 79 「本衛星製造業者」
「本事業衛星」の製造業者である三菱電機株式会社をいう。
- 80 「本事業」
「事業契約書等」及び「PFI法」に基づいて実施する「静止地球環境観測衛星の運用等事業」をいう。
- 81 「本事業衛星」
「8号衛星」及び「9号衛星」を個別に又は総称していう。
- 82 「民有地」
「国有地」以外の土地をいう。
- 83 「要求水準」
「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。
なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- 84 「要求水準書」
「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める「要求水準」を示す書類をいい、「発注者」が平成22年1月29日付で公表した「静止地球環境観測衛星の運用等事業に関する要求水準書」（公表後の追加、変更及び当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。

別紙 4 事業者等が付す保険等

「事業者」の提案によるものとする。

別紙 5 業績等の監視及び改善要求措置要領

「入札説明書等」の資料－7によるものとする。

別紙 6 サービス対価の算定及び支払方法

「入札説明書等」の資料-4によるものとする。

別紙 7 不可抗力による費用分担

本契約第 35 条に定める「不可抗力」による費用分担は以下のとおりとする。

1 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であつて、「発注者」及び「事業者」のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び「事業者」側の責任者によつても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。

なお、「不可抗力」の具体例としては以下のとおり。

(1) 天災

宇宙空間での自然現象若しくは障害物に起因するもの（以下「宇宙災害」という。）、「発注者」の想定を超える自然災害（大地震、大津波、大噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊を含む。）をいう。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

(2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動等。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差押え等。

2 不可抗力による損失及び損害の範囲

「不可抗力」による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

- ① 「整備期間」及び「維持管理・運用期間」（「運用開始日」を含まず。以下、本別紙において同じ。）の変更、延期及び短縮に伴う「施設・設備整備費」、「維持管理費」及び「運用費」（金利及び物価変動を含む。）に係る追加費用
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した「地上設備」の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 「整備期間」及び「維持管理・運用期間」の変更に伴う各種契約条件変更及び「不可抗力」を理由とする解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）
- ⑥ 「整備期間」及び「維持管理・運用期間」の変更、延期及び短縮に伴う「事業者」の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、「事業者」の期待利益は除く。）

3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 「整備期間中」の損害分担

- ① 「整備期間」中に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、「発注者」が全額負担する。ただし、宇宙災害を除く「不可抗力」については、「施設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「発注者」が全額負担する。
- ② 数次にわたる「不可抗力」により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、「事業者」負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

(2) 「維持管理・運用期間」中の損害分担

- ① 「維持管理・運用期間」中に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が当該「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、「発注者」が全額負担する。ただし、宇宙災害を除く「不可抗力」については、各事業年度における追加費用及び損害額につき、当該事業年度における「維持管理費」及び「運用費」並びに「その他の費用」の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「発注者」が全額負担する。
- ② 数次にわたる「不可抗力」により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、「事業者」負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

別紙 8 国有財産無償貸付契約書の書式

貸付人国（以下、「国」という。）と借受人●（以下、「事業者」という。）とは、次の条項によって、国有財産無償貸付契約書（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 国は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下、「PFI法」という。）第11条の2第1項及び第12条第1項の規定に基づき、次条に掲げる貸付物件（以下、「貸付物件」という。）を事業者に無償で貸し付ける。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおり。

所在（地番）	区分	数量	備考
●	土地	● m ²	土地形状は別紙●による。

（貸付物件の用途）

第3条 事業者は、貸付物件を、平成22年●月●日に国との間で締結した静止地球環境観測衛星の運用等事業に関する事業契約（以下、「事業契約」という。）に基づき、事業契約の履行に必要な範囲で使用しなければならない。

（使用範囲）

第4条 事業者は、事業契約に定める事業工程表に基づき、事業契約の履行に必要な範囲を貸付物件の使用範囲計画書として提出しなければならない。

2 国は、事業者の提出した貸付物件の使用範囲計画書に基づき、貸付物件の使用可能範囲を定めることができる。

3 国は、貸付物件の使用可能範囲を定めた場合は、別紙●に定める使用可能範囲としてこれを作成し、事業者に通知する。

4 事業者は、貸付物件について前条に規定する事業契約の内容の変更若しくは貸付物件及び当該貸付物件上に所在する自己所有の建物その他の工作物等について増改築等により現状の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、事前に変更しようとする理由及び変更後の事業契約の内容等を記載した書面によって国に申請し、書面による国の承認を受けなければならない。

5 前項に基づく国の承認は、書面によるものとする。

（貸付期間）

第5条 貸付物件の貸付期間は、平成●年●月●日から、事業契約に定める事業期間が満了するまでの期間とする。

(物件の引渡し)

第6条 国は、第5条に定める貸付期間の初日に貸付物件を事業者に引き渡すものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 事業者は、本契約に基づく貸付物件に係る使用权（以下、「本使用权」という。）について第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（以下、「譲渡等」という。）をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって国に申請し、その承諾を受けなければならない。ただし、事業者は、事業契約の契約上の地位と共にでなければ、本使用权を第三者に譲渡等することはできない。

2 事業者は、前項の場合を除いては、本使用权を第三者に譲渡等することはできない。

3 事業者は、貸付物件上の自己所有の建物その他工作物を事業契約上の目的を超えて第三者に使用させ、譲渡し又はその他の処分をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって国に申請し、その承諾を受けなければならない。

4 前二項に基づく国の承諾は、書面によるものとする。

(物件保全義務等)

第8条 事業者は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 事業者は、貸付物件に関わる土地の工作物の設置保存の瑕疵によって、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、国が事業者に代わって賠償の責任を果たした場合には、事業者に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて事業者の負担とし、国に対しその償還等の請求をすることができない。

(通知義務)

第9条 事業者は、貸付物件の境界についての紛争、その他貸付物件に対して権利を主張するものがある場合及び貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷した場合には、直ちに書面をもって国に通知しなければならない。

(実地調査等)

第10条 国は、事業者が第4条第4項、第7条、第8条第1項又は第2項、第9条に規定する義務に違反したとき、及びその他国が必要と認めるときは、事業者に対しその義務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考になるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、事業者は、その質問に対して答弁をせず若しくは偽りの答弁をし、その調査を拒み若しくは妨げ、又はその報告を拒み若しくは怠ってはならない。

(違約金)

第 11 条 事業者は、第 5 条に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、国に支払わなければならない。

(1) 第 4 条第 4 項の増改築に係る事前承認を受ける義務又は前条に定める義務に違反した場合

貸付物件の時価（国有財産台帳価格）の 1 割

(2) 第 3 条又は第 7 条第 1 項に定める義務に違反した場合

貸付物件の時価（国有財産台帳価格）の 3 割

2 前項に定める違約金は、第 16 条第 1 項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(事業者の債務不履行による契約の解除)

第 12 条 国は、事業者が本契約に定める義務を履行しないとき及び事業契約が解除されたときは、本契約を解除することができる。

(国による契約の解除)

第 13 条 国は、第 5 条に定める貸付期間中に国において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要が生じたときは、PFI 法第 11 条の 2 第 12 項及び国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

(事業契約との関係)

第 14 条 事業契約が、解除その他の理由で期間満了前に終了した場合には、本契約は事業契約の終了と同時に終了するものとする。

(地上設備の撤去義務)

第 15 条 事業者は、事業契約に定める事業期間が満了することにより本契約が終了する場合は、事業契約に従い、本契約が終了するまでに、事業者又は事業契約に定める選定企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の事業契約に定める地上設備（以下、「地上設備」という。）を撤去しなければならない。ただし、貸付物件上に建築した建物については、事業契約に従い、撤去せずに国に所有権を移転し、現状で引き渡すものとする。

2 事業者は、第 12 条乃至第 14 条により本契約が終了する場合には、事業契約に従い、地上設備（完成前においては出来形部分）の所有権を国に移転させなければならない。

3 国は、事業者が第 1 項に定める地上設備の撤去義務を履行しないときは、事業者に代わって国自らが執行し、若しくは第三者に執行させることができる。

4 前項による執行の費用はすべて事業者が負担する。

(損害賠償等)

第 16 条 事業者は、本契約に定める義務に違反したため国に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 事業者は、PFI 法第 11 条の 2 第 12 項及び国有財産法第 24 条第 1 項の規定に基づき、本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、同条第 2 項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(必要費等の放棄)

第 17 条 事業者は、第 15 条に基づき貸付物件を返還するときは、事業者が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、その支出に関し国の承認を受け、かつその承認の際に国が償還する旨定めた場合、及び事業契約に定めがある場合を除き、国に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 18 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、事業者の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 19 条 国及び事業者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 事業者は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

3 本契約に定めのない事項の生じたとき又は本契約各条項の解釈に関し疑義が生じたときは、国と事業者が協議の上決定する。

(裁判管轄)

第 20 条 本契約に関する訴えの管轄は、東京地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

貸付人 [国]
契約担当官

借受人 [事業者]
住所 (所在地)
氏名 (名称)

別紙 9 再計算の利息の算定にかかる「割賦利率」

「割賦利率」は(1)「基準金利」と(2)利ざやの和で構成される。

1 基準金利

支払方法に応じ、別紙 6における「基準金利」の算定方法に従い、再算定する。

2 利ざや

契約解除の事由により以下のように定める。

- (1) 本契約第 74 条による解除の場合、上乘せする利ざやは認めない。
- (2) 本契約第 75 条又は第 76 条による解除の場合
「事業計画書」に記載されている利ざやとする。
- (3) 本契約第 77 条による解除の場合
「事業計画書」に記載されている、融資者から提示のあった利ざやとする。この場合、「代表企業」又は「構成員」である株主からの劣後融資等は含めない。